

埼玉県ケアラー支援に関する有識者会議設置要綱

(趣旨)

第1条 ケアラー支援のための各種施策の推進を目的として、埼玉県ケアラー支援に関する有識者会議（以下「有識者会議」という。）を設置する。

(構成)

第2条 有識者会議は、委員20人程度をもって組織する。

2 有識者会議に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

(委員)

第3条 有識者会議の委員は、ケアラーに関しての学識経験者、ケアラー支援に関する活動を行う者、社会福祉に関する活動を行う者、地域福祉に関する活動を行う者、民間企業者団体、労働者団体、行政機関の職員及び公募による県民等のうちから福祉部長が選任する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年間とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会議)

第5条 有識者会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。

(関係者の出席)

第6条 有識者会議は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見を聴くことができる。

(部会)

第7条 有識者会議には、部会を置くことができる。

2 部会に関して必要な事項は、別に要綱で定める。

(事務局)

第8条 有識者会議に事務局を置き、その事務は福祉部地域包括ケア課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、有識者会議の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月23日から施行する。